

国内競技規則2-11「国内競技」の取扱いについて

FIA国際モータースポーツ競技規則第2条3項に基づき、JAF国内競技規則2-11に定めるJAF以外のASN発給による許可証所持者が日本の国内競技へ参加する際の取扱いについて対象とする競技および条件等を別途定め実施してまいりましたが、今般FIA国際モータースポーツ競技規則の改正に伴い、その取扱いを以下の通り変更しましたので、お知らせします。(即時適用)

レース競技

	新	旧 (※)
対象競技	国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべてのJAF公認競技(全日本選手権および地方選手権競技を含む)のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。	国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべてのJAF公認競技(全日本選手権および地方選手権競技を含む)のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。
参加資格	<p>1 JAF以外のASNが発給したレース競技に有効な競技運転者許可証を所持する満18歳以上のドライバー。</p> <p>満16歳以上18歳未満で上記の競技運転者許可証を所持するドライバーについては、<u>その参加を以下に限定する。</u></p> <p>①スーパーFJ ②F4 ③上記①②の車両と同等性能であると認められた車両(FIA-F4等)。</p> <p>2 JAF以外のASNが発給した有効な競技参加者許可証を所持するエントラント。</p> <p>3 <u>ただし、地方格式競技においては、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」2.2) (3)に準じ、JAF以外のASNが発給した国際競技参加者許可証および国際競技運転者許可証所持者の参加が制限される。</u></p>	<p>JAF以外のASNが発給したレース競技に有効な競技運転者許可証(国際Aは除く)を所持する満18歳以上のドライバー。</p> <p>満16歳以上18歳未満で上記の競技運転者許可証を所持するドライバーについては、</p> <p>①スーパーFJ ②F4 ③上記①②の車両と同等性能であると認められた車両(FIA-F4等)。</p> <p><u>なお、FIA-F4を除きJAF以外のASNが発給する競技参加者許可証所持者の参加を認めない。</u></p>
参加条件	<p>1 当該ドライバーは、自身の競技運転者許可証を、また当該エントラントは、自身の競技参加者許可証を発給したASNが当該競技に参加出場することを承諾している旨の文書等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。</p> <p><u>なお、上記文書のほかにオーガナイザーから追加資料等提示の要求があった場合は、それに従わなければならない。</u></p> <p>2 オーガナイザーは当該ドライバーの競技運転者許可証、および当該エントラントの競技参加者許可証の有効の範囲を確認すること。</p> <p>3 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他のJMRCシリーズ戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントが与えられる。</p>	<p>1 当該ドライバーは、自身の競技運転者許可証を発給したASNが当該競技に参加出場することを承諾している旨の文書等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。</p> <p>2 オーガナイザーは当該ドライバーの競技運転者許可証の有効の範囲を確認すること。</p> <p>3 <u>当該ドライバーは、JAF発給の競技参加者許可証を所持する参加者から出場すること。</u></p> <p>4 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他のJMRCシリーズ戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントは<u>一切与えられない。</u></p> <p><u>ただし、国際モータースポーツ競技規則(第2条3項6))に基づき、日本に隣接しているとみなされる国で、その国内にFIA-F4選手権を開催するためのサーキットが不足しているとFIAが認めた国の国内競技参加者許可証、および国内競技運転者許可証の所持者が、日本国内で開催されるFIA-F4選手権に参加する場合を除く。</u></p>

ラリー／スピード競技

	新		旧 (※)	
	ラリー競技	スピード競技	ラリー競技	スピード競技
対象競技	国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべてのJAF公認競技(全日本選手権および地方選手権競技を含む)のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。ただし、クローズド競技は除く。		国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべてのJAF公認競技(全日本選手権および地方選手権競技を含む)のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。ただし、クローズド競技は除く。	
参加資格	<p>1 日本の普通自動車運転免許証または外国のこれに相当する免許証の所持者で、JAF以外のASNが発給したラリー競技に有効な競技運転者許可証を所持する満18歳以上のドライバー(またはコ・ドライバー／ナビゲーター)。</p> <p>2 JAF以外のASNが発給した有効な競技参加者許可証を所持するエントラント。</p> <p>3 ただし、地方格式競技においては、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」2.2)(3)に準じ、JAF以外のASNが発給した国際競技参加者許可証所持者の参加が制限される。</p>	<p>1 JAF以外のASNが発給したスピード競技に有効な競技運転者許可証を所持する満18歳以上のドライバー。</p> <p>2 JAF以外のASNが発給した有効な競技参加者許可証を所持するエントラント。</p> <p>3 ただし、地方格式競技においては、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」2.2)(3)に準じ、JAF以外のASNが発給した国際競技運転者許可証および国際競技参加者許可証所持者の参加が制限される。</p>	<p>日本の普通自動車運転免許証または外国のこれに相当する免許証の所持者で、JAF以外のASNが発給したラリー競技に有効な競技運転者許可証(国際A/Bは除く)を所持する満18歳以上のドライバー。</p> <p>なお、JAF以外のASNが発給する競技参加者許可証所持者の参加は認めない。</p>	<p>JAF以外のASNが発給したスピード競技に有効な競技運転者許可証(国際A/Bは除く)を所持する満18歳以上のドライバー。</p> <p>なお、JAF以外のASNが発給する競技参加者許可証所持者の参加は認めない。</p>
参加条件	<p>1 当該ドライバー(またはコ・ドライバー／ナビゲーター)は、自身の競技運転者許可証を、また当該エントラントは、自身の競技参加者許可証を発給したASNが当該競技に参加出場することを承諾している旨の文書等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。</p> <p>なお、上記文書のほかにオーガナイザーから追加資料等提示の要求があった場合は、それに従わなければならない。</p> <p>2 オーガナイザーは当該ドライバー(またはコ・ドライバー／ナビゲーター)の競技運転者許可証、または当該エントラントの競技参加者許可証の有効の範囲を確認すること。</p> <p>3 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他のJMRCシリーズ戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントが与えられる。</p>		<p>1 当該ドライバーは、自身の競技運転者許可証を発給したASNが当該競技に参加出場することを承諾している旨の文書等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。</p> <p>2 オーガナイザーは当該ドライバーの競技運転者許可証の有効の範囲を確認すること。</p> <p>3 当該ドライバーは、JAF発給の競技参加者許可証を所持する参加者から出場すること。</p> <p>4 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他のJMRCシリーズ戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントは一切与えられない。</p>	

※:「JAF MOTOR SPORTS誌 2009年8/9月号 公示No. 2009-080」より。

カート競技

	新	旧 (※)
対象競技	国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべてのJAF公認カート競技(全日本選手権および地方選手権を含む)のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。ただし、クローズド競技は除く。	国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべてのJAF公認カート競技(全日本選手権および地方選手権を含む)のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。ただし、クローズド競技は除く。
参加資格	<p>1 JAF以外のASNが発給したカート競技に有効なカートドライバーライセンスを所持する8歳以上のドライバー。(前記「8歳以上のドライバー」とは、参加しようとする競技が開催される年内に8歳の誕生日を迎えることができるものを指す。)</p> <p>2 JAF以外のASNが発給した有効なカートエントラントライセンスを所持するエントラント。</p>	<p>JAF以外のASNが発給したカート競技に有効なカートドライバーライセンスを所持する10歳以上のドライバー。(前記「10歳以上のドライバー」とは、参加しようとする競技が開催される年内に10歳の誕生日を迎えることができるものを指す。)</p> <p>なお、JAF以外のASNが発給するカートエントラントライセンス所持者の参加は認めない。</p>
参加条件	<p>1 当該ドライバーは、自身のカートドライバーライセンスを、また当該エントラントは、自身のカートエントラントライセンスを発給したASNが当該競技に参加出場することを承諾している旨の文書等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。</p> <p>なお、上記文書のほかにオーガナイザーから追加資料等提示の要求があった場合は、それに従わなければならない。</p> <p>2 オーガナイザーは当該カートドライバーライセンス、および当該カートエントラントライセンスの有効の範囲を確認すること。</p> <p>3 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他の地域戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントが与えられる。</p>	<p>1 当該ドライバーは、自身のカートドライバーライセンスを発給したASNが当該競技に参加出場することを承諾している旨の書簡等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。</p> <p>2 オーガナイザーは当該カートドライバーライセンスの有効の範囲を確認すること。</p> <p>3 当該ドライバーは、JAF発給のカートエントラントライセンスを所持するエントラントから出場すること。</p> <p>4 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他の地域戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントは与えられない。</p>

※:「JAFモータースポーツニュース No. 279 (2016年2月25日発行)」より。

以上

【参考】

・ J A F 国内競技規則 (抜粋)

2-11 国内競技

その競技が本連盟統轄下で開催され、本連盟発給の競技許可証(8-7参照)を所持する競技参加者および競技運転者に限って参加が許される場合は国内競技である。

本連盟公認の下に開催される国内競技は、その年度のJAFのスポーツカレンダーに登録されなければならない。

また、本連盟は、本連盟以外のASN発給の競技許可証を所持する競技参加者または競技運転者が本連盟公認の国内競技に参加することを認める場合がある。ただし、参加を認める競技および条件は別途本連盟が決定する。(FIA国際競技規則第2条3項参照)

・ F I A 国際モータースポーツ競技規則 (抜粋)

第2条3項 国内競技

- 2.3.1 国内競技は、国際競技規則適用の一般条件を遵守したうえで自らの規則および組織(その国内競技規則を通して含み)の権能を行使するASNの単独の監督下に置かれる。
- 2.3.2 下記に示される場合を除いて、国内競技は、競技が開催される国のASNによって発給された許可証を所持する競技参加者および競技運転者のみが参加可能である。
- 2.3.3 国内競技は、国際選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、またはシリーズとして認定することはできず、複数の国際競技後の総合順位作成の際に考慮されることもない。
- 2.3.4 国内競技は、公認するASNの裁量において、他のASN許可証所持者の参加を受け付けることができる。
- 2.3.5 すべての国内競技は公認するASNの国内カレンダーに掲載されなければならない。
- 2.3.6 外国人の許可証所持者に開かれている国内選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、またはシリーズ。
- 2.3.6.a.i もし、この国内競技が国内選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、またはシリーズの一戦として構成されている場合、外国の許可証所持者である競技参加者および競技運転者は当該選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、またはシリーズの順位のポイントを獲得する資格があるものとする。そのような選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、またはシリーズのランキングのポイント配分は、外国の許可証を所有する競技参加者および競技運転者を考慮して行われなければならない。
- 2.3.6.a.ii FIAゾーン選手権の一部を構成する国内競技には、付則Z項第7条2項および第7条3項が適用される。
- 2.3.6.a.iii FIAにより認可されるF4選手権の対象となる競技には、上記第2条3項6a.iが適用される。
- 2.3.6.b 他のASNの許可証所持者の参加を受け入れている競技を認可しているASNは、FIAと競技参加者とドライバーに対して、少なくとも以下のことがすべての公式書類上(特に参加申込書)で明らかにされていることを監視する義務がある。
- 2.3.6.b.i サーキットがFIAにより国際公認されているか関連するASNにより国内公認が発行されていて、競技に参加できる競技車両カテゴリーに相応しいか明確な情報
- 2.3.6.b.ii サーキットの公認に従った、参加が許可された自動車の種類の情報
- 2.3.6.b.iii 競技参加のために要求されたドライバーの許可証の等級の情報
- 2.3.7 海外で開催される国内競技会に参加を希望する競技参加者および競技運転者は、管轄のASNの承認をもってのみ、参加することができる。
- 2.3.7.a この承認は、当該ASNが適当と認める形式により行うものとする。
- 2.3.7.b オーガナイザーが許可証発給元のASNによる事前の許可を得ていない外国籍の競技参加者または競技運転者の参加申し込みを受理することは違反行為であり、その際、国内競技を認可しているASNの勧告が示され、罰金またはその他の罰則によって処罰される。その裁量は国内競技を認可するASNに留保する。
- 2.3.7.c ASNが、その許可証所持者に対して与える承認は、当該ASNの国内カレンダーに登録された競技に限られることに注意すること。
- 2.3.8 国内競技で、それに参加するために競技参加者もしくは運転者が上記の規定以外の特別な条件を満たさなければならない場合には、その競技は「制限付」と称することができる。招待参加による競技は制限付競技である。
- 2.3.9 クローズド競技はASNによって公認されることを要するが、ASNは例外として、その競技の開催を複数のクラブが共同して行うことを認可することができる。

・ J A F 自動車競技の組織に関する規定 (抜粋)

第3条 競技会

2. 競技会の格式

競技会の格式を下記の通り分類する。

1) (略)

2) 国内競技

- (1) 国内競技: 国内競技規則2-11条に定義された競技で全国規模で開催するもの。全日本および地方選手権競技ができる。
- (2) 準国内競技: 国内競技規則2-11条に定義された競技で全国規模で開催するもの。地方選手権競技ができる。
- (3) 地方競技: 国内競技参加者許可証および国内競技運転者許可証の所持者のみに参加が許される競技。
ただし、ラリー競技については、国際競技運転者許可証の所持者の参加が許される。
- (4) クローズド競技(国内競技規則2-13): 競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される競技。なお共催の場合は3クラブ以内とする。